

INAXメンテナンス事件での上告受理決定についての声明

最高裁判所は、平成23年2月1日、労働組合法によって保護される労働者かどうか争われているINAXメンテナンス事件について、上告審として受理し、3月29日に弁論を行うことを決定した。私たちは、最高裁判所が東京高裁判決の誤りを正し、憲法の趣旨に沿った労働者性の判断基準を示すこととなるよう、最後まで奮闘する決意である。

そもそもINAXメンテナンス事件は、形式的な委託契約のもと無権利な状態で働くCE（カスタマーエンジニア）と言われる労働者が、会社と対等な立場で交渉し、働くルールを確立するため、労働組合に結集し、団結を基礎に団体交渉の開催を求めたことに対し、INAXメンテナンスが労働者の団結権を否定し、団体交渉を不当に拒否してきたことによるものである。

INAXメンテナンスの団体交渉拒否について大阪府労働委員会、中央労働委員会及び東京地裁は、組合の主張を認め、INAXメンテナンスの団体交渉拒否は、労働組合法第7条2号に違反する不当労働行為であると判断し、断罪したのである。

ところが東京高裁は、証人調べを行わず、たった1回、しかもわずか5分という弁論で結審し、東京地裁判決を覆し、中労委命令を取り消すという不当判決をおこなったのである。この東京高裁判決は、この間の労働委員会が「労働組合法上の労働者」として示してきた判断基準や学説を踏みにじり、形式的な委託契約を理由に労働者性を否定するという前代未聞の暴挙と言わなければならない。

いま、委託という形の「偽装雇用」で就労している労働者が100万人を超え、この労働者が労働関係法の保護から排除され、劣悪で無権利な状態で働かされている現状を見た場合、これらの労働者に団結権や団体交渉権などの労働基本権を保障することは、労働者の状態改善だけでなく、公正な経済ルールを確立していくうえでの重要な課題になっている。

私たち労働組合は、「偽装雇用」で働く労働者の労働基本権を保障するため、最高裁判所がCEと言われる労働者の実態を直視し、公正な判断を示されることを強く求めるものである。

以上

2011年2月2日

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部

全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部